

## 登別市重度心身障害者医療費助成条例

### (目的)

第1条 この条例は、他の法令に規定するもののほか、重度心身障害者に対し医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる等級が次のいずれかに該当する者

ア 1級又は2級の者（別表第5号備考欄1及び3により、2級以上となる者を含む。）

イ 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害（以下、「内部障害」という。）に係る等級について、3級を持つ者（内部障害4級を重複して持つ者も対象とする。）

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者の更生の援助と必要な保護に関する相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医師において知能指数50以下と判定又は診断された者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に掲げる1級に該当する者

2 この条例において「医療費」とは、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下この条例において同じ。））、組合員若しくは加入者であるときは、当該各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が、当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）

4 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者、組合員若しくは加入者の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人その他の者で、現に重度心身障害者と生計をともにし、世帯を同じくしている者をいう。

6 この条例において「基本利用料」とは、高確法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を高確法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

7 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

8 この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

（対象者）

第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、登別市の住民基本台帳に登録されている重度心身障害者で、医療保険各法による被保険者（国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者を含み、同条の規定により本市以外が行う国民健康保険の被保険者を除く。）、組合員若しくは加入者又は被扶養者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けている者
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者
- (3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者
  - ア 所得の額が、規則で定める額以上であること。
  - イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。

ウ 高確法の規定による医療を受けることができる者（その属する世帯員全員が市町村  
民税非課税である者及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者を除く。）

エ 医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については、  
当該医療を受けることができる間

（申請及び登録）

第4条 医療費の助成を受けようとするときは、対象者又は保護者が規則で定めるところにより、市長に申請し、受給資格の登録を受けなければならない。

（受給者証の交付）

第5条 市長は、前条の規定により、この条例による医療費の助成を受ける資格があると認めた者（以下「受給資格者」という。）に対して、資格の登録をするとともに対象者又は保護者に規則で定める受給者証を交付するものとする。

（受給者証の提示）

第6条 受給資格者は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

（助成額）

第7条 この条例による助成の額（以下「助成額」という。）は、医療費（第2条第3号に該当する者にあつては入院にかかるものを除く。）から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を控除して得た額とする。ただし、当該医療費に対し付加給付がある場合は、助成額からその額を控除した額とする。

2 市長は、基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

（助成の方法）

第8条 医療費の助成は、助成額を保険医療機関等に支払うことによつて行うものとする。

ただし、市長は、当該医療費に対し付加給付がある場合は、助成額と付加給付に相当する額との合計額を保険医療機関等に支払うものとする。この場合、市長は、当該付加給付に相当する額を、受給資格者又は保護者から徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、助成額を受給資格者又は保護者に支給することにより行うことができる。

（届出の義務）

第9条 受給資格者又は保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨をすみやかに市長に届け出なければならない。

（1） 受給資格者の氏名、住所又は加入している医療保険の種類等を変更したとき。

（2） 第2条及び第3条の規定に該当しなくなったとき。

（資格の喪失）

第10条 受給資格者が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から、この条例による受給資格を喪失するものとする。

- (1) 第2条及び第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 市の区域内に住所を有しなくなったとき。
- (4) この条例の規定に違反したとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 この条例による助成を受ける権利は、これを他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第12条 偽りその他不正の行為により助成を受けたものがあるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則(昭和57年条例第28号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第15号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則(平成6年条例第33号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(登別市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例による改正後の登別市重度心身障害者医療費助成条例第7条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」とする。

附 則(平成7年条例第12号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(登別市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例による改正後の登別市重度心身障害者医療費助成条例第3条の規定は、平成7年4月1日以後に本市が行う国民健康保険の被保険者とされた者について適用する。

附 則（平成10年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年条例第7号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第22号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第34号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年条例第6号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（登別市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例による改正後の登別市重度心身障害者医療費助成条例第3条第4号の規定は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第22号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第14号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第8号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第11号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第38号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第17号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第2条中第3条第4号ウの改正規定は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年条例第7号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第6号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第5号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第9号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

## 登別市重度心身障害者医療費助成条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、登別市重度心身障害者医療費助成条例（昭和48年条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (一部負担金)

第1条の2 条例第7条第1項による一部負担金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

(1) 受給資格者が3歳未満（3歳に達する日の属する月の末日までの期間を含む。）又はその属する世帯全員が市民税非課税者の場合初診時一部負担金（初診1件につき、医科受診にあつては580円、歯科受診にあつては510円、柔道整復師等の施術にあつては270円）

(2) 前号に掲げる場合以外の場合高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の高確法に規定する後期高齢者医療被保険者が高確法の規定により負担すべき額（基本利用料、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、44,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第3項の規定にかかわらず、12,000円とする。

### (一部負担金と基本利用料の合算)

第1条の3 前条第2号に該当する場合であつて受給資格者が条例第2条第6項に規定する基本利用料を負担したときは、一部負担金に当該基本利用料を加算した額で一部負担金を算定するものとする。

### (所得の額等)

第2条 条例第3条第4号に規定する所得の額は、前年の所得（1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。）とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額とする。

2 条例第3条第4号に規定する所得の範囲は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項において準用する同令第4条の規定によるものとする。

3 条例第3条第4号に規定する所得の額の計算方法は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項において準用する同令第5条の規定によるものとする。

### (受給資格の登録申請)

第3条 条例第4条の規定による受給資格の登録の申請は、別記第1号様式の重度心身障害者医療費受給資格登録申請書（以下「登録申請書」という。）及び別記第1号様式の2の重度心身障害者医療費受給資格登録世帯調書（以下「世帯調書」という。）により行わなければならない。

2 前項の登録申請書には、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 医療保険各法（条例第2条第3項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であることを証明する書類（以下「被保険者証」という。）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳
- (3) 条例第2条第1項第2号に規定する状態にあることの判定書又は別記第2号様式の重度心身障害者認定診断書
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳
- (5) 条例第3条第4号に規定する対象者又は配偶者若しくは扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類
- (6) 受給資格者の属する世帯全員が市民税非課税者の場合は、世帯全員が市民税非課税者であることを確認できる書類

3 市長は、前項の規定にかかわらず、登録申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

4 市長は、第2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

（登録の承認の可否）

第4条 市長は、前条の登録申請書及び世帯調書の提出があったときは、その内容を審査のうち、登録することに決定したとき、又は登録を承認しないことを決定したときは、別記第3号様式の重度心身障害者医療費受給資格登録承認、不承認通知書により当該登録申請者に通知するものとする。

（受給者証）

第5条 市長は、前条の規定により受給資格者として登録をした者に対し、別記第4号様式の重度心身障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 受給資格者又は保護者は、受給者証を破損し、又は亡失したことにより受給者証の再交付を受けようとするときは、別記第5号様式の重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書により行わなければならない。

3 受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は、7月1日から同月31日までとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。



- 4 前項の更新は、重度心身障害者医療費受給資格更新申請書（別記第12号様式。以下「更新申請書」という。）により行うものとする。
- 5 市長は、前項の規定にかかわらず、受給資格者の資格要件を公簿等により確認できるときは、更新申請書に代えて重度心身障害者医療費受給資格更新申請関係処理簿（別記第13号様式）により受給者証の更新をすることができる。
- 6 市長は、第4項による申請があったときは、その内容を審査の上、資格の認定の可否を決定し、第4条の例により当該申請者に通知するものとする。

（高額療養費等の徴収）

第6条 市長は、条例第7条第1項の規定による助成額に医療保険各法の規定による高額療養費、付加給付金及び高額介護合算療養費並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に基づく災害共済給付（以下「高額療養費等」という。）に相当する額を含めて助成したときは、市長が助成した額を限度として、高額療養費等に相当する額の助成金を受給資格者又は保護者から徴収するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず受給資格者及び受給資格者の加入する医療保険各法による被保険者、組合員又は加入者並びに保護者（以下「受給資格者等」という。）から高額療養費等の受領に関する委任を受けたときは、保険者又は独立行政法人日本スポーツ振興センターから高額療養費等の支払を受けることができる。

（受給資格者又は保護者への支払）

第6条の2 条例第8条第2項に規定する市長が特別な理由があると認めたとときは、次に掲げるときとする。

- （1）受給資格者又は保護者が、保険医療機関等（条例第6条に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。）に受給者証を提示しないで受診する等の理由により医療費を直接保険医療機関等に支払ったことが明らかであるとき。
- （2）受給資格者又は保護者が、第1条の2第2号に規定する額を超えて支払ったことが明らかであるとき。
- （3）受給資格者又は保護者が第6条第1項の助成金を支払わないとき、受給資格者等が高額療養費等の申請に同意しないときその他条例及びこの規則の施行上受給資格者に係る医療費を保険医療機関等に支払うことが不相当であると市長が認めたととき。

（助成金の支払等）

第7条 条例第8条第1項の規定による助成金の支払は、保険医療機関等が別記第7号様式の重度心身障害者医療費請求書（市町村用）（以下「請求書」という。）を市長に提出することにより行うものとする。

- 2 条例第8条第2項の規定による助成金の支給は、医療費の助成を受けようとする者が別記第8号様式の重度心身障害者医療費助成金交付申請書（以下「申請書」という。）に保険医療機関等が発行する領収書を添えて市長に提出することにより行うものとする。

（基本利用料の限度額及び負担割合等）

第7条の2 条例第7条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は、令第15条第3項に規定する額とする。ただし、同項第2号に掲げる者については、同項第1号に定める額による。

(助成金の交付の決定等)

第8条 市長は、第7条の請求書及び申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、重度心身障害者医療費及び取扱手数料交付決定通知書(別記第9号様式)又は重度心身障害者医療費助成金交付決定通知書(別記第14号様式)により当該請求者又は申請者に通知するものとする。

(届出)

第9条 条例第9条の規定による届出は、別記第10号様式の重度心身障害者医療費受給資格内容変更届出書又は別記第11号様式の重度心身障害者医療費受給資格喪失届出書に受給者証を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の規定による届出がない場合において、その内容を公簿等により確認できるときは、職権により受給資格の変更又は喪失をすることができる。なお、職権により受給資格の喪失を行った場合は、重度心身障害者医療費受給資格喪失通知書(別記第15号様式)によりその旨を受給資格者又は保護者に通知するものとする。

(受給者証の返還)

第10条 条例第10条の規定による受給資格者が受給資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(第三者の行為による被害の届出)

第11条 受給資格者又は保護者は、医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときはその旨)並びに被害の状況を第三者行為に関する被害届出書(別記第6号様式)により、直ちに市長に届け出なければならない。

附 則(昭和48年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則(平成6年規則第48号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成7年1月1日から施行する。

(登別市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

8 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の登別市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、この規則による改正後の登別市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の規定によりされた処分、手続きその他の行為とみなす。

9 この規則の施行の際この規則による改正前の登別市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の規定に基づいて作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

附 則（平成9年規則第18号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第45号）

この規則は、平成9年8月11日から施行する。

附 則（平成9年規則第49号）

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第14号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第18号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第1条中登別市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第2条及び第2条中登別市母子家庭等医療費助成条例施行規則第2条の規定並びに第3条中登別市乳幼児医療費助成条例施行規則第2条の改正規定は平成13年10月1日から、第4条中登別市老人医療費助成条例施行規則第3条（「条例第3条第1項第3号」を「条例第3条第1項及び同項第3号」に改める部分に限る。）及び別表の改正規定は平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第27号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の登別市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の規定、第2条の規定による登別市母子家庭等医療費助成条例施行規則の規定及び第3条の規定による登別市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定は、平成13年9月1日から適用する。

附 則（平成14年規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第29号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第14号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第25号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は公布の日から施行し、平成18年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 第1条から第3条までの規定による改正後の登別市乳幼児医療費助成条例施行規則第1条の2第2号、登別市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第1条の2第2号及び登別市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第1条の2第2号の規定は、適用日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、平成18年4月1日から適用日前までに受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則（平成20年規則第12号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第25号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第2条中第4号様式の改正規定は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第39号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第17号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第43号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 登別市の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた登別市の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

登別市長様

年 月 日

申請者	住所	登別市 町 丁目 番地	電話	( ) —
	氏名		印	続柄

次のとおり重度心身障害者医療費受給資格の登録を受けたいので申請します。  
 なお、資格の認定に必要な私及び私の世帯員の所得及び住民税の課税状況について、公簿により確認することを承諾します。

※ 受給者番号		0307					
申請者の状況	対象者	ふりがな	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
		氏名	生年月日	年 月 日			
		住所	登別市 町 丁目 番地				
申請内容	主たる生計維持者の氏名	<input type="checkbox"/> 対象者と同じ <input type="checkbox"/>		対象者との続柄	扶養人数	人	
	障害の状況	<input type="checkbox"/> 身体障害	交付年月日・判定(診断)年月日		年	月	日
		<input type="checkbox"/> 知的障害	手帳の番号		北海道 第 号		
		<input type="checkbox"/> 療育手帳	身体障害の等級		級		
		<input type="checkbox"/> 診断(判定)	療育手帳の障害の程度等		<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> 知能指数( )		
		<input type="checkbox"/> 精神障害	総合判定(診断)		<input type="checkbox"/> 重度 <input type="checkbox"/> 中度 <input type="checkbox"/> 軽度		
	受給資格要件の状況	種別					
		医療保険	被保険者	名称	番号		
			被保険者証	記号	番号		
			被保険者氏名	<input type="checkbox"/> 対象者と同じ <input type="checkbox"/>		続柄	
		資格取得年月日	年 月 日				
容	所得金額	円	控除額	円	審査対象所得額	円	
	申請理由	<input type="checkbox"/> 障害の状況が要件に該当するため <input type="checkbox"/> 他市区町村から転入したため <input type="checkbox"/> 所得金額が制限額未満となったため <input type="checkbox"/>		添付書類	<input type="checkbox"/> 障害の状況を証明する書類 ( <input type="checkbox"/> 身障手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 判定(診断)書 <input type="checkbox"/> 精神手帳 ) <input type="checkbox"/> 医療保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者の所得の状況に関する書類 ( <input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 源泉徴収票 ) <input type="checkbox"/> その他( ) ) <input type="checkbox"/> その他( <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> )		
	確認事項	該当	非該当	確認状況	決裁	起案日(公簿等確認日)	
資格審査	住基台帳等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			年 月 日	
	障害	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		受給資格を <input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 登録しないこととし、 受給者証を <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 交付しないこととして よろしいか伺います。		
	医療保険	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	所得金額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
審査結果	<input type="checkbox"/> 該当	自己負担	<input type="checkbox"/> 初 <input type="checkbox"/> 課 <input type="checkbox"/> 課(停止)		事業種別	<input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 単独	
		対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日		入力	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未	
	<input type="checkbox"/> 非該当	理由	<input type="checkbox"/> 所得制限額超過 <input type="checkbox"/>				
	非該当通知	年 月 日付通知					